

農政時流

第15号/平成20年1月1日発行

宮城県農業会議

宮城県担い手育成総合支援協議会

仙台市青葉区堤通雨宮町4-17

TEL / 022-275-9164

E-MAIL / 04miyagi@nca.or.jp

〈主な内容〉

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ② 平成19年度全国農業委員会会長代表者集会 ③ 主張「女性がチャレンジできる環境づくり」 ④ 農業委員会の必置規制の堅持
担い手アクションサポート事業 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 農地政策の展開方向等に関する組織検討
農林漁業セーフティネット資金 ⑥ 農業委員会活動事例 南三陸町農業委員会 ⑦ 地域おこし事例 |
|--|---|



●次代を担う若者たち●

「牛も人も生き生き暮らそう」

登米市登米町
跡部ふみさん(22)

ふみさんは現在、乳牛45頭を経営する酪農家です。酪農家を目指して宮城県農業短期大学に進学し、2年前卒業と同時に就農しました。実践的な経営ともなると、学ぶことが盛り沢山にあるそうですが、「牛と一緒に生活して、勉強するのが一番覚えますよ。」と、楽しんで酪農に取り組んでいます。心掛けていることは、「牛が生き活きと暮らして行くには、人も生き活きしないとだめです。何事にも、思いやる心を持ち、元気いっぱい頑張ってます。」と、話してくれました。夢は「これからもずっと生涯、酪農をやっていくこと。」と笑顔で話すふみさん。今、もっとも知りたいことは育成関係の技術だそうで、「両親や短期大学同級生からのアドバイスやサポートを受けて、モー(猛)勉強中」とのことでした。



生き活き作業中の跡部ふみさん(右)と、サポートする短大同級生の本多雄大さん(左)

新年のごあいさつ

宮城県農業会議 会長 中村 功



新年明けましておめでとうございます。皆様にはご家族お揃いで希望に満ちた新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

2008年度の農林水産省予算は「強い農業づくりと地域を元気づける農山漁村の活性化」を第1に掲げており、正に正念場を迎えようとしております。

昨年11月、農林水産省が公表した「農地政策の展開方向」では、農地の地図情報化、耕作放棄地の取り組みの強化、優良農地の確保及び有効利用の促進などが明記されており、本年は農業委員会とともにこれらの問題に努力しなければならないと考えております。

また、昨年から実施されている品目横断的経営安定対策については、現場の声を反映し、わかりやすく仕組み直して、名称も「水田経営所得安定対策」となりますが、2年目に当たり事業の着実な推進に努めて参らねばなりません。

更に、特別対策として実施しております「農業者年金10万人早期達成」運動については、「農業者年金・加入推進部長」を中心に、本県の目標達成に邁進していかなければならないと考えています。

これらの取り組みにあたっては「みやぎ農地と担い手を守り活かす運動」を系統組織一丸となって強力に展開して参った所ですが、その成果を活かせるよう、関係各位の一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、豊かで活力ある宮城の農業農村の振興に向けて、共に行動を起こしていくことを誓い合い、皆様の益々のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げ年頭のご挨拶と致します。



「担い手の経営強化と地域農業の再生」を目指して ～ 全国農業委員会会長代表者集会開催される～

11月28日、東京都の九段会館で平成19年度全国農業委員会会長代表者集会が開催された。全国から約1,200名（本県からは34名）の農業委員会会長が参加した。

集会では、衆・参農林水産委員長の祝辞に続き、自民党農林部会の近藤基彦部会長から農地政策の

見直しを巡る情勢について、「農地は国民共通の財産であり、農業に必要な資源であり、2009年までには新しいシステムを構築したい」と報告。

集会は2部構成で、第1部は「地域農業の農業構造改革推進に向けた農業委員会活動・取り組みについて」のテーマで、「地域の担い手づくり」について栃木県矢板市/大島会長、「遊休農地発生防止・解消対策」について福井県あわら市/水波会長、「情報活動の実践」について宮崎県小林市/高元会長より事例報告があった。

第2部は「地域農業の構造改革を一層推進する農林関係予算の確保に関する重点要請」、「農地政策の見直しに関する要請」、「WTO農業交渉等に関する要請」等を決議し、集会終了後、政府・自由民主党に対する代表要請が行われた。

参加者からは、過剰作付けの解消を求める意見



会場風景

おめでとうございます

本会関係者で次の方々が、このたび叙勲・表彰の栄に浴されました。

秋の叙勲

《旭日双光章》



佐藤 長六氏
(女川町農業委員会会長)

農林水産大臣表彰



千葉 幸雄氏
(栗原市農業委員会会長
宮城県農業会議副会長)

県知事表彰 (文化の日)

《産業功労》



高橋 三也氏
(旧石巻市農業委員会会長)



熊谷 為平氏
(大郷町農業委員)



青柳 英夫氏
(柴田町農業委員会 元会長)

《調査統計功労》

や直接支払い制度の創設を求める意見が出された。

また、当日の午前中は、集会に先駆けて本会役員、地方代表会長等が県選出国會議員（衆・参17名）に対し、第51回宮城県農業委員大会並びに平成19年度会長代表者集会決議事項について、要請活動を実施した。

特に、西村宏明衆議院議員（3区）は、米価の急落を受け、34万トンの市場からの隔離を行ったが、それを活かすためにも過剰作付けの解消が必要。また、農地は大事な資源であり、世界的な食料不足が懸念される中、しっかり守っていく。いずれも大きな問題であり、党農林幹部とも連携を取りながら要請に沿うよう努力をすると述べた。

(森下 純一)



西村宏明議員への要請

主張

女性がチャレンジできる 環境づくり



アグリレディス21

会長 伊藤 恵子

男女共同参画社会基本法が制定されて早9年目、これまで、さまざまな分野で研修会や学習会が開催され、地域や家族、仲間の協力を得ながら、各審議会等の政策方針、経営方針決定の場への参画が多く見られるようになりました。

今、女性農業者は、郷土料理の伝承、食育や地産地消、都市住民との交流等に果たす役割は非常に大きく、農業・農村の活性化に寄与し、地域を元気にしています。

しかし、まだ一方では、家事や介護、育児労働等の問題があり、やる気があっても参画出来ない人達をどう支援し、サポートしていくかが、今後地域と共に、私達農業委員の一つの課題とも言うと思います。

女性農業者は、直売所やグリーンツーリズム等の起業活動でも頑張っています。

女性ならではの慣性と発想、やる気を引き出すことが新たな地域活性化につながると信じます。

女性の力を引き出す為には、先程の問題解決をしなければなりません。

私達農業委員は、「家族経営協定」への締結をこれまで以上に推進し、女性が出やすく、働きやすく、チャレンジする機会が持てる様な環境づくりを、地域と共に作っていかねばならないと思います。

私達女性農業者も、常に前向きに夢を持ち、ピンチをチャンスに変え、いろいろな事にチャレンジしていく事が次世代の育成になるのでは。

花野果市場で、今、最高齢の83歳のおばあちゃんが、毎日車を運転し、新鮮な野菜を出荷しています。

私にとって、とてもまぶしく勇気づけられます。

私達女性農業者には、たくさんの仲間がいます。その仲間のネットワークを最大限利用・活用し、地域活性化の為に、男共にも頑張っていければと思います。



「農業委員会の必置規制の堅持」に向けて

国においては、平成8年以降、地方分権や規制緩和を推進しています。

農業委員会系統組織に関連する組織制度についても、地方分権改革推進委員会（委員長/丹羽宇一郎：伊藤忠商事(株)取締役会長）や地方制度調査会（会長/中村邦夫：松下電器産業(株)会長）で議論されてきています。

今回、地方分権改革推進委員会は、11月16日に地方分権推進にあたっての「中間的な取りまとめ」を発表しましたが、その中で、「農業委員会の必置規制を廃止し、地方自治体が地域の実情に応じて農業委員会の設置を任意に決定できるようにすべき」との指摘がなされました。今後、おおむね2年以内を目処に順次「勧告」を行うこととしています。

必置規制廃止は、農地制度上の農業委員会の役割・機能を否定するものであり、平成16年の「農業委員会等に関する法律」の改正法案の可決にあたっての衆・参両院農林水産委員会における「農業委員会の必置規制を堅持すること」との附帯決議にも反するものであります。この「中間とりまとめ」は、農林水産省との協議を経たものではなく拘束力を持つものではありませんが、今後、同委員会の勧告に盛り込まれないよう遺漏のない対応を図る必要があります。

つきましては、3月までに全国統一行動として

農業委員会の役割・機能、活動の状況等を含めて「農業委員会の必置規制の堅持」について市町村長及び市町村議会等の理解を促進する要請活動をすることとなりましたので、ご理解と強力なご支援をお願い申し上げます。

特に、農業委員会の必置規制については、地方6団体からも厳しい意見がでており、日常活動も含め、市町村長、市町村議会、地域から見え、評価される活動を展開することが、理解を得る前提となりますので、一層のご奮闘をお願い申し上げます。

（主要要請項目）

- 1) 農業委員会の必置規制の制度は、公選制に基づき地域の農業者自らが選んだ農業委員が、地域の農地の管理・有効利用、地域農業の振興等に自主的かつ主体的に取り組むことを担保するもので、地方分権の本来の趣旨に即したものであること。
- 2) 農地法等の法令業務の全国的な統一性、公平性、客観性を確保する観点から農業委員会の「必置規制」は、今後とも重要であること。
- 3) 遊休農地の発生防止・解消や認定農業者等の担い手への農地利用集積など、地域農業の振興や農政の普及浸透に果たす農業委員会の役割と機能を踏まえ、農業委員会の活動体制の整備と必要な予算の確保を図ること。

（粟野 一男）

担い手アクション サポート事業

（経営相談・指導活動、スキルアップ支援活動）

担い手の皆さんを
応援します！

1. 担い手アクションサポート事業って？

「担い手アクションサポート事業」は、平成19年度からスタートした国の補助事業で、宮城県担い手育成総合支援協議会が実施主体となって、担い手（認定農業者、特定農業団体等）の皆さんの経営改善・発展に向けた取り組み・活動を支援する事業です。

2. どんな取り組みや活動が対象なの？

【経営相談・指導活動】（申込期限：H20.2末）

税理士や中小企業診断士等の専門家から、それぞれの課題に応じた経営改善のアドバイスを、直接面談方式で受けられます。相談料は無料です。

【スキルアップ支援活動】（申込期限：H20.2末）

○経営改善・能力向上研修、民間研修活動支援
担い手が経営管理能力向上のため、民間企業等が主

催する講習・研修会等を受講する際に助成が受けられます。

☆助成上限額：5万円〔受講費・教材費等〕

※交通費・飲食費・機材購入費は除きます。

○先進的経営体現地研修活動支援

担い手が目指すべき経営を先進的に実践している経営体について、現地研修・調査等を行うために必要な経費の助成が受けられます。

☆助成上限額：5万円(個人)、10万円(団体：3名以上)

(旅費・交通費、宿泊費(1万円まで)、視察料)

※飲食費・機材購入費は除きます。

○多様な経営展開支援

担い手が経営の多角化・高度化を図るために必要な特産品の開発のための情報収集、加工技術習得のための研修経費、試作品の評価・分析・試験販売に要する経費等の助成が受けられます。

☆助成上限額：30万円

※機材購入費は除きます。

今後の農地政策の展開方向等に関する組織検討実施

農地政策の見直しについては、経済財政諮問会議の「EPA・農業ワーキンググループ」、農林水産省の「農地政策に関する有識者会議」、自由民主党の「農業政策検討スタディチーム」等で検討され、「論点整理」や「中間とりまとめ」に基づき基本的方向やあり方が提起されています。

農林水産省は、11月6日付けで「農地政策の展開方向〈農地に関する改革案と工程表〉」を公表し、平成20年度ないし遅くとも平成21年度中に新しい仕組みがスタートできるよう法制度上の措置を講ずることとしています。

これは、今後の農地政策の見直しの方向を示したもので、法制度上の具体的な制度設計は引き続き検討することとなっています。

農業委員会系統組織としては、農林水産省の8月24日の「見直しの方向」、11月6日の「改革案」を受け、10月18日に「農地政策見直しに関する意見」を取りまとめ、関係方面に要請をしました。今後も農業委員会段階での農地行政の執行に支障を来さないよう、万全のない対応を図ることとしています。

そこで、全国の農業委員会で今後の農地政策の

見直しに向けた組織検討を実施し、現場の課題や意見・提案等を積み上げ、来年5月に開催される全国農業委員会会長大会で具体的な政策提案を行っていく予定にしています。

農業委員会においては、2月末を目途に総会若しくはそれに準じる会議において組織検討し、意見集約を図ることになりましたので、積極的なご意見と真剣な議論をお願い申し上げます。

(組織検討項目)

- 1) 所有から利用への転換による農地の有効利用促進（権利移動規制の緩和、長期貸借の創設、標準小作料の廃止）
- 2) 農地の面的集積を促進する仕組みの展開
- 3) 農地情報のデータベース化
- 4) 遊休農地の解消に向けた取り組みの推進
- 5) 転用規制の強化等、優良農地の確保対策の充実強化
- 6) 農地政策見直しに関連した農業委員会系統の組織・活動

『農林漁業 セーフティネット資金』

農業経営の維持安定に必要な長期運転資金として『農林漁業セーフティネット資金』があります。

農業者の方が不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化などで売上が減少し、資金繰りに支障をきたしている場合に、資材費、労務費といった長期運転資金が融資されます。

◎どんな場合に融資を受けられますか。

例えば、災害（台風、冷害、干ばつ、地震等）を受けた。粗収益が前期より10%以上減少した。燃料や飼料の高騰で経営が悪化している。取引先等が破綻し経営に支障をきたしている。……など

◎どんな人が受けられますか。

- ①認定農業者、②認定就農者（新規就農者）、③その他の農業者〔個人：農業所得が総所得の過半を占める又は農業粗収益が200万円以上、

法人：農業売上高が総売上高の過半を占める又は農業売上高が1,000万円以上〕

◎融資金額

一般：300万円以内、特認：年間経営費等の12分の3以内〔簿記帳簿を行っており、特に必要と認められる場合〕

◎利率

1.45%（平成19年12月19日現在）
※金利は、金融情勢により変動しますので、ご利用時の金利をご確認ください。

◎償還期限 10年以内

◎据置期間 3年以内

※詳しくは、

農林漁業金融公庫仙台支店

業務第三課（022-221-2332）

までお問い合わせ願います。

◆農業委員会活動事例◆

遊休農地の解消に向けて

南三陸町農業委員会

平成17年10月1日に志津川町、歌津町が合併して誕生した南三陸町は、中山間地域であり、町内各地区で高齢化、担い手不足、農業離れが進み、遊休農地化が大きな課題となっています。その対策として、国の中山間地域直接支払制度を導入し、農作業受委託の推進、用排水・農道整備等の共同作業、農業者同士の情報交換・作柄等の検討会を行っています。

また、遊休農地に景観作物として花（ひまわり）を植えるなど、地区農家が積極的に参画して管理するよう、その防止策に努めていますが、なかなか一掃できる状況にはなりません。

農業委員会は、効果的な遊休農地の解消策について協議を重ね、地区別農地パトロールを実施しております。また、雑草の生育を抑制して耕起による農地復元が容易にできる「ヘアリーベッチ」(※)というマメ科の植物を遊休農地へ試験的に作付けしております。こういった農業委員会の取り組み

に地元農家の関心を高めているようです。

農業委員会では、今後とも、山積した農業諸問題解決に向けて、農家の良き相談相手として、また地元農家と一体となった地域農業の発展や農業生産の振興に努めております。（森下 純一）



農地パトロール風景

(※注) ヘアリーベッチ

マメ科ソラマメ属の一年草。土壌を選ばず、耐寒性が強い。9～10月に種をまくと1週間ほどで発芽し、50cmほどに成長し地面を覆うように広がるので、秋から冬の飛砂防止、耕土保全に効果的です。また5～6月に紫色の花が咲き、開花後は自然に枯れ敷きワラ状になるため刈り取る手間が省け、また土壌に窒素を固定して緑肥として利用できます。土壌被覆力が強力なため、耕作放棄地や果樹園などの雑草防止にも使われています。

教えて！
農地・農年



問1 平成19年1月に息子に経営移譲した年金受給者です。

先日、農業委員会から「平成20年3月の農業所得の確定申告は息子さんがしてください。そうしないと受け取った年金は返還になります」と言われました。

全農地を農業委員会の許可を得て息子へ譲ったのに、もしも農業所得の申告を私が行った場合に、受け取った年金が返還になるのはなぜですか？

答 後継者に経営を移譲して年金を受給する要件は、全経営農地を的確に譲り、しかも農業経営から退職することになっています。

全農地の移譲と併せて、農業経営主しか持てない諸名義を変更することが必要です。諸名義の中でも重要なのが、「農業所得の申告名義」です。

仮に、今回あなた名義で申告すれば、あなたは「農業経営者」（農業経営をやめていない）として位置づけられ、当初から経営移譲年金は受給できない者として、受け取った年金は返還いただくこととなります。

農業所得の申告名義は、原則、確定申告時期にしか変更できません。

今回、間違えずに“農業経営者である”息子さんが申告されるよう、ご留意願います。

問2 農業者年金には保険料の国庫補助があると聞きましたが、教えてください。

答 農業者年金には、農業の担い手として一定の要件（認定農業者かつ青色申告者）を満たす方は、2万円の保険料に対し最高5割（月額1万円）の国庫補助があります。

35歳未満で加入した者は要件を満たす全ての期間、35歳以上は10年間を限度に、通算して最長20年間（最高216万円）補助が受けられます。国庫補助分は積立運用され、将来、自分の農業経営を60歳未満の者に継承したときに、特例付加年金として受給できます。（自分の財布から出した保険料分は、経営継承しなくても、原則65歳から受給できます。）

保険料の助成対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助金	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

(注) 1. このほか、①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること、②農業所得が900万円以下であることが必要です。
2. 保険料の助成を受けている間の保険料は2万円。

(森下 純一)

かけはし「がんばる農業委員」



大和町農業委員 堀籠貞子さん

経営内容：水稲4ha，ハウス3,000㎡(ネギ) 就任回数1期目(選任)

農業委員ということで、私の住む金取北集落の農業者等から様々な相談を受けます。特に女性農業者からは、町内にある農産物直売所にどのような作物を出せば売れるか等の相談もあり、相談者と一緒になって研究したりしています。

ここ数年思うことは、女性農業者も他産業に勤める兼業化が進み、農村現場で活躍する女性農業者が少なくなっていることです。

農業委員としては、女性も男性の協力を得て、積極的に農業経営へ参画する体制を拡げていきたいと考えています。

地域おこし事例

管理運営 (株)ライフサポートわたり

農産物直売施設「おおくまふれあいセンター」

おおくまふれあいセンターは温暖な気候を利用した果樹・花き栽培が盛んな田園都市で、イチゴの出荷量が東北1位・りんごの出荷量が県1位の町「巨理町」、逢隈の国道6号線沿いに、平成9年度経営基盤確立農業構造改善事業の産地形成促進施設として開設しました。高速東部道路の巨理IC、JR常磐線逢隈駅から近い距離にあります。

おおくまふれあいセンターの管理運営は、平成15年9月にJAみやぎ巨理から(株)「ライフサポートわたり」が行い、会員が現在870名で、展示棚を自由に活用して、展示販売しています。



は地元の特産物を中心に、多品目の生産・販売計画を

新鮮な花・野菜・果物が並ぶセンター内



おおくまふれあいセンター

もとに、「豊富で新鮮な野菜・果物・花及び地域物産加工品」の生産を行い「生産者の顔が見える・信頼のある農産物」を消費者に提供しており、販売額が、花、野菜、加工品の順の売上で、年々伸びています。平成17年4月に、JAみやぎ巨理、直営の加工施設が稼働して「味噌・リンゴジュース・イチゴの加工品」が好評に販売しています。「今後も新鮮・安心・低価格な農産物を周年を通して販売していきたい」と運営・販売について、店長の浅野さんが歳末の忙しい中、話してくれました。

◆営業時間

午前9時30分から午後7時まで

(森谷 賢一)

※お知らせ※

○全国農業新聞普及拡大巡回

全国農業新聞の普及拡大を進めるため20農業委員会を巡回しました。11月～12月は全国農業新聞後期普及強調月間で、「全農業委員1人1年1部以上普及拡大」をスローガンに県内の農業委員会で認定農業者をはじめとする普及対象者への購読を勧めています。おかげ様で12月、1月は増部に転じました！各農業委員会の今年度目標部数の達成に向けて、農業委員会の「顔」である全国農業新聞を広めよう！

○平成19年度農業委員会だよりコンクール

農業委員会だよりの部に6誌、市町村広報活用型の部に2誌の応募がありました。審査の結果、農業委員会だよりの部で「大崎市西部農業委員会だより」が優秀賞、「仙台市農業委員会だより」と「くりはらし農業委員会だより」が優良賞、市町村広報活用型の部では「広報わくや」が優秀賞に決定しました。3月下旬の本会通常総会で表彰するとともに、各部の優秀賞を全国コンクールに推薦しました。

○第2回農業経営指導者(マネージャー)等研修会

1月17日に午後1時30分から仙台市青葉区のパレス宮城野で開催します。地域担い手育成総

合支援協議会担当者や地域リーダー等を対象に、農事組合法人と株式会社設立の留意点について研修します。集落営農組織、認定農業者の法人化と経営改善指導者のスキルアップを支援します。

○宮城県農業者年金協議会設立30周年記念式典

2月7日午後1時から大河原町の「えずこホール」で開催します。農業者の老後生活の安定と福祉の向上、担い手の確保に寄与する農業者年金の発展のため長年にわたりご尽力いただいた市町村農業者年金加入者協議会代議員の方々等の表彰を執り行うとともに、医学博士・医学ジャーナリストの植田美津江さんの講演を行います。

○宮城県農業会議第71回通常総会

3月26日午後1時30分より仙台市青葉区のホテル白萩で開催いたします。

○宮城県担い手育成総合支援協議会通常総会

3月26日に仙台市青葉区のホテル白萩で開催いたします。

🌸🌸🌸「農政時流」読者の声募集🌸🌸🌸

紙面つくりの参考のため、ご感想をお寄せください。
FAX: 022-276-3899 / E-mail: 04miyagi@nca.or.jp

🎵🎵🎵 オフ・タイム 🎵🎵🎵

三浦康男 石巻地方代表会長

(石巻市農業委員会会長)



三浦会長さんは社交ダンス歴30年以上のベテラン。奥様とペアでモダンやワルツがお好きとか。優雅ですが、学生時代には陸上の棒高跳びで県大会出場その他、柔道、剣道、バレーボールとスポーツマン。ダンスで大切なのは「基本をしっかりすること」で本を読んで独学され、家の畑には草一本生えていないとのこと近所の評判からも几帳面な性格が伝わります。最近、しょっぱくない漬物に「俺はコオロギじゃないよ」とグチっているご様子ですが、奥様の健康管理に感謝ですね！

森谷賢一 指導員



森谷さんがハマっているのはゴルフ。始められて2年目ですが練習熱心で、既に2度優勝の快挙を成し遂げました！昨年はゴルフ仲間とハワイに行かれましたが、紺碧の空と海を眺めながらのプレーは気持ち良かったでしょうね。お住まいは大河原町の白石川沿いで、ご自宅裏からは一日千本桜と残雪の蔵王連邦の絶景を見ることができそうです。ポーカーフェイスの森谷さんですがお孫さんには弱いようで、お孫さんの話となると目じりが下がりっぱなしでした！

(井澤 香子)

編集後記

新年あけましておめでとうございます。平成20年の幕開けに、「農政時流」を皆様にお届け出来ますことを共に喜びたいと思います。昨年は農政の大改革の年でありましたが、スタートしたとたんに見直しが行われることになり将来に不安を残すことになりました。農政の三本柱共に、政策の発表から実施までに十分な説明がなされなかったと言う理由が挙げられています。政治の駆け引きで政策変更がなされる事自体、この国の政治の未成熟さを表しているのではないのでしょうか。子年の年は、五穀豊穡の守り神と言われるだけに豊作の年だそうですが、本県では5年周期の不作年とも予想されています。天候に恵まれた、良い年であることを願うばかりです。

(二瓶 幸次)